

鳥取県(小規模)道路橋梁定期点検マニュアル運用にかかるQ&A

章	項 目	頁	概要	意見内容	対応方針
1 参4. 損傷度の評価と性能の推定にあたっての留意点	4.1 性能の推定にあたっての留意点	P4-2	前面護岸で下部工本体が確認できない場合の性能の推定	■洗掘について 「洗掘状況は、平水位において目視及び簡易な方法で確認できる情報から判断するものとし、これらによる把握が困難な場合の評価はBとする。」とあるが、対象は「橋台・橋脚本体」を示す、との認識でよいか。橋台前に護岸や水路壁等があり、下部工本体が目視できない場合は「-」、「A」のどちらとすればよいか。	前面護岸等により橋台本体が直接目視できない場合であっても、護岸の状況(護岸自体が洗掘されている・崩壊している)、橋台背面の状況(陥没している)橋面の状況(伸縮装置の段差・遊間の異常)など関連情報をもとに、出水時の性能の推定を行ってください。一部改訂に併せて、内容を追記しました。 B評価の適用は物理的な死角の有無ではなく、あくまで「水深等に起因する水面下の状況把握の難易度」を基準に判断するものである、という認識で良い。 ※「－」は、対象の構造物が無い場合等に用いるもので、想定する事象が発生しうる場合は性能の推定をおこなってください。 ※所見等に性能の推定を行ったプロセスを記録してください。(例:直接目視は困難であるが、前面護岸の基礎が露出し、背面土砂が吸い出されており、橋台の機能低下の恐れがある。)
2 参4. 損傷度の評価と性能の推定にあたっての留意点	4.1 性能の推定にあたっての留意点	P4-2	前面護岸で下部工本体が確認できない場合の性能の推定	■「上部構造の豪雨・出水時の性能推定」に関する解釈の統一 【確認事項:用語定義について】 (6)目視不可(B判定)の解釈に関する確認 マニュアルには、「洗掘状況は、平水位において目視及び簡易な方法で確認できる情報から判断するものとし、これらによる把握が困難な場合の評価は B とする。」と記載されております。 この「把握が困難な場合(B評価)」の定義について、現場状況によっては解釈が広義に捉えられ、点検者間で判断のバラツキが生じる懸念があると考えております。 例えば、以下のように「単純に物理的な障害で見えない」ケースです。 ①橋台の前面に水路(流路)が設置され、橋台が死角になって見えない場合 ②橋台前面に巨石や流木等の堆積物があり、それが障害となって見えない場合 弊社としては、マニュアルが意図する「把握が困難な場合」とは、上記のような物理的な障害による「目視不可」ではなく、「平水位であっても水深が深い(フーチングが水面下に深く位置している)等の理由により、目視や簡易な方法(測深棒等)を用いても洗掘状況を客観的に把握できない状態」を指しているものと解釈しております。 つきましては、以下の認識で相違ないかご確認いただけますでしょうか。 ・物理的な障害物によって目視が遮られている場合は、直ちに「把握が困難(B評価)」と判定するのではなく、「-」等の対応をとるべきと考えております。 ・したがいまして、B評価の適用は物理的な死角の有無ではなく、あくまで「水深等に起因する水面下の状況把握の難易度」を基準に判断するものである、という認識でよろしいでしょうか。	
3 参4. 損傷度の評価と性能の推定にあたっての留意点	4.1 性能の推定にあたっての留意点	P4-2	「豪雨・出水」時における上下部接続部の性能の推定	■上下部接続部(支承)の指標について 「渡河橋などの場合で、河川の増水が生じるような架橋条件の場合は評価(A・B・C)を行う。例えば、河川断面が確保されているような場合は、増水しても「出水」そのものが変状を与えることは考えにくいため、「豪雨・出水」の場合における評価はAとなる。」とあるが、上下部接続部(支承)における「豪雨・出水」の評価は、「上部構造」に準ずると考えられるため、評価の対象外とした方がよい。	例示のようなケースにおいて、上部構造と上下部接続部の評価が同様となるとしても、構造区分ごとに評価を行ってください。一部改訂に併せて、内容を修正しました。

鳥取県(小規模)道路橋梁定期点検マニュアル運用にかかるQ&A

章	項 目	頁	概要	意見内容	対応方針
参4.損傷度の評価と性能の推定にあたっての留意点	4.1 性能の推定にあたっての留意点	P4-2	「豪雨・出水」時における二次的リスクの考慮 <		